

第 733 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 13 時 56 分～15 時 06 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 2 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 2-1～2-5)

2 協議事項

- (1) 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議会及び神奈川・千葉連合海区漁業調整委員会協議会の出席委員及び要望事項について (資料 3)
- (2) 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について (資料 4)
- (3) 神奈川県遊漁・海面利用協議会委員の推薦について (資料 5)
- (4) 大規模外洋養殖事業導入検討協議会への参画について (資料 6)

3 報告事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報掲載について (資料 7)
- (2) 酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止に係る委員会指示の公報掲載について (資料 8)

4 その他

- (1) 神奈川県資源管理方針の変更について (資料 9-1～9-4)
- (2) 令和 3 年 8 月の委員会開催日程について
- (3) その他

[参考資料]

- ① 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 鹿児島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)
- ③ 千葉海区漁業調整委員会指示 (参考資料 3)
- ④ 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 4)

[配付資料]

- ⑤ 水産神奈川 第 557 号
- ⑥ 海生研ニュース No150

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 田島 GL、小川 GL、井塚技幹、相澤副技幹、原田主査、山本主査

議 事

滝口事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 15 名が御出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしており、委員会は成立することを御報告申し上げます。

議事に先立ちまして、前回欠席された委員の方を御紹介いたします。

中立委員の小坪委員でございます。

小坪委員

よろしくお願いいたします。

滝口事務局長

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

それではただいまから第 733 回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が 2 件、協議事項が 4 件、報告事項が 2 件、その他が 3 件となっております。

それでは議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

石橋委員、鵜飼委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは石橋委員、鵜飼委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

水) 原田主査

【資料 1 に基づき説明】

議 長

これは前回鵜飼委員が御質問なされたことに対する回答ということでしょうか。

水) 原田主査

はい。

議 長

分かりました。

現在更新時期がバラバラなものが順次統一されるということですが、結果的にはいつから全員一斉に更新ということになるのでしょうか。

水) 原田主査

右側の欄の暦年のところで、バラバラの更新の一番最後が令和 6 年度の第 1 四半期までとなりますので、そこで更新したらその後は全て一斉更新となります。

議 長

分かりました。

ただいま補足説明をいただきましたが、これについて御意見、御質問等ございますでしょうか。

玉置委員

事務局に事前に申しまして、本日別紙で質問事項ということで用意してい

いただきました。

資料1を見ると、今回固定式刺し網の中で網の目合いの大きさと網の張り立て時間というのを定めていますが、今回諮問のあった中で、まず1つ目として、きす一枚網漁業につきましては、網の張り立て時間の規制がないこと、2つ目として、いせえび一枚網漁業については網の張り立て時間の規制がないこと、3つ目として、かれい、すずき、めばる一枚網漁業につきましては、すずきを目的とする場合とめばるを目的とする場合については目合いの制限がありますが、かれいを目的とする場合の目合いの制限がありませんので、例えば「私のかれいを目的としているのだ」と言った場合、どのような大きさの目合いでも使用できることになってしまうのではないかとということ、この3点について質問をいたします。

議長

本日机上配付されておりますが、玉置委員からこのような御質問をいただいているということで今御説明いただきました。

これにつきまして水産課からいかがでしょうか。

水) 相澤副技幹

きす一枚網については、日の出前後の1～2時間で網入れ、回収を行うという漁業でございます。鮮度が重要なため短時間しか置かず、また、漁業時期が4月1日から12月31日までの期間ということで日の出の時間が変わりますので、時刻は定めておりません。

2つ目のいせえびについてですが、こちらは潮が緩くなったタイミングで網入れをするという漁法ですので、時刻は定めておりません。

3つ目のかれい、すずき、めばる一枚網漁業についてですが、漁業調整規則第36条で、かれいを目的とする場合のかれい網の目合いは6.3センチメートル以上というように定められているので、規則で担保されております。

玉置委員

分かりました。ありがとうございました。

議長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

まず資料ありがとうございました。非常に分かりやすかったです。

今回の諮問の中のかますについては、いつからの許可なのか、5月22日からかなと思っていたら、ちゃんと入っていましたので良かったと思っています。

一斉更新を許可ですということは、事務手続上は非常に良いと思いますが、例えば途中で許可を希望された場合の扱いはどうなるのでしょうか。

水) 原田主査

要望に沿うかどうかは分かりませんが、時期の途中で申請して許可しようとする場合は、既に申請期間が切れており、基本的には一斉更新までの残りの期間となりますので、制限措置と申請期間、許可の短縮を海区委

員会に諮問させていただいて、よいとなりましたら許可の具体的な手続に入るることになります。

基本的には新規で許可するのと同じ扱いとなりまして、制限措置等の諮問をし直す形となります。

鵜飼委員

諮問の手続はそうなのですから、事前の調整はどうされるのでしょうか。

今までは一斉更新がないので、組合に行って組合内で漁業者同士の調整をしてその都度許可できたと思います。

今回はそのような手続を踏まなければいけないということですか。

水) 原田主査

一斉更新制になるということで各組合全てにお話ししておりまして、なるべくその際に新規希望がある方は出していただく形になります。

基本的には一斉更新時に資源状況等を加味した上で定数が決められておりますので、一斉更新のタイミングで申請していただくということでお話をさせていただいてはいるのですが、途中で親から子に移りたいなどのケースがありましたらケースごとに判断し、資源上、漁業調整上問題ない限りであれば、先ほど申し上げた諮問の手続をとらせていただく予定です。

鵜飼委員

5年間と期間が長いので、臨機応変には対応していただけるということですか。

水) 原田主査

そのとおりです。

鵜飼委員

分かりました。ありがとうございます。

議 長

他に御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項(2)「くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

それでは質疑に入りたいと思いますが、本件につきましても、玉置委員から事前に御質問をいただいております。

先ほどの机上配付資料の下側になりますが、まず玉置委員から内容の御説明をお願いいたします。

玉置委員

現在くろまぐろの大型魚につきましては時期や漁業の区分をせずに県下1つの枠としていますが、小型魚については漁業区分と四半期区分を設

けています。

このように細かく区分した場合に、漁獲量の制限が多くタイミングで行われるので、神奈川県としての枠の有効利用ができず、枠を残してしまう心配はないかということです。

ただ、今回資料2-5を見ますと、漁業種類で区分した場合には繰り越しをそれぞれで計算しているのので、漁業区分なく合計した場合よりも多く繰り越せるという利点があるのかもしれない。

また、これとは別ですが、各漁業区分内での四半期ごとの枠の繰り越しや先取り。また、漁業間の枠の融通のルールなどがあれば教えていただきたいと思います。

また、各漁業区分内で漁業者ごとの枠の配分、いわゆるIQのようなものはあるのかも教えていただければと思います。

水) 山本主査

小型魚につきましては、委員のおっしゃられたとおり漁業種類別、四半期別の管理を行っております。

これにより枠が無駄になってしまうのではないかと御意見ですが、まず四半期別につきましては、例えば4~6月に割り当てられている部分を余した場合、その翌期の7~9月に繰り越すという作業を行います。

100キログラム単位で行いますので若干の無駄は出ますが、基本的にはそれほど無駄は発生しない状況になっております。

一方で漁業種類別の分けにつきましては、定置とそれ以外という形で分けているのですが、それぞれ行っている漁業者が異なっており、また、この管理を始めたときから定置漁業をやっている方と、一本釣りや漁船漁業等をやっている方が分かれておまして、それぞれ別々の経営をやっているものですから、それぞれの漁業者ごとの枠を確保せず、先に定置が獲ってしまったら一本釣りの枠がなくなるといった事態が生じるとまずいので、漁業種類ごとに分けて管理を行っております。

そのため場合によっては、定置で枠がなくなっていて一本釣りでは枠が余っているのに、定置では獲れなくなってしまうという事態は現に生じております。

先ほど申しましたとおり、漁業種類ごとに経営体が違うものですから、そういうことを行っております。

また、定置につきましては大体夏ごろから主に年内いっぱいくらいまで、一本釣りにつきましては秋ごろから年内いっぱいくらいまでが主な漁期となっております。漁期の終わる時期にあまり差がありません。

これが前後してずれていけば、先に行う漁業種類で余ったら後ろの漁業種類に持っていけるのですが、本県においてはほぼ同時期に終了する状況ですので、漁業種類ごとの枠の融通は難しいという状況でございます。

また、四半期ごとの枠の繰り越し、先取り、融通ルール等ですが、こういった状況がありますので、融通はできません。

また、先取りについても、事前にとるという制度はありません。

ただ、例えば枠が4トンと決められていた場合に、枠を超えそうになるとストップをかけるのですが、魚を獲ってから我々に報告をいただくまでにタイムラグが生じますので、期間が最終的に終わった段階で枠より少し超えて獲れてしまうということもあります。それについては次の期間の枠を先取りして消化するという形になります。

また、漁業の区分内での漁業者ごとの枠の配分、つまりIQですが、こちらについては行っておらず、県内の漁業種類においてはオリンピック方式で行っているところです。

議長
玉置委員

ありがとうございます。いかがでしょうか。

現状については分かりました。

6ページを見ると未利用分がマイナス6となっておりますが、第6管理期間では定置が若干オーバーしたのでしょうか。

水) 山本主査

一覧表の1番目に第6管理期間の当初割当量と書いてありますが、これはあくまでも第6管理期間の当初でございます。今回諮問させていただいたように、年度のはじめごろに追加の割当てというのがあります。そういったものはこちらの一覧表には示されておられません。

また、小型魚につきましては1割程度、留保といたしまして予備であらかじめ取っておくということを行っているのですが、それぞれの漁業種類で消化が進んで枠が足りなくなってくると、留保も取り崩して枠をつけるということも行っております。

そういったことから、結果として第6管理期間において定置が当初割当量よりも多い量を獲ったという状況がございました。

玉置委員
議長

分かりました。ありがとうございます。

第6管理期間で、最終的に神奈川県に配分されている分で取り残した分はどのくらいあったのでしょうか。

水) 山本主査

トン単位で小数点第1位までの数量ですが、神奈川県におきましては最終的に47.3トンの配分がありまして、そのうち未利用分が26.3トンありました。

議 長 結構大きいですね。

水) 山本主査 定置は当初配分を超えるくらいの枠の消化があったのですが、一本釣り、漁船漁業等の漁獲が振るわず、そちらがかなり余っている状態でしたので、そのような数字になっております。

議 長 ありがとうございます。

他に何か御質問等ございますでしょうか。

青木(勇)委員 これは漁業の融通はできないのですか。

水) 山本主査 県内の漁業者の方々の調整が取ればできるとは思うのですが、現実的には難しいところがございます。

一本釣りの方々も禁漁が始まるわけではないので、漁期がいつ終わるといように明確ではなく、獲れる可能性がありますので、獲れるかもしれない状況で枠を譲る合意を得るのは非常に難しいのではないかと思います。

青木(勇)委員 もったいない気がしますね。

議 長 良い方法があるといいのですけれども。

青木(勇)委員 結局定置はどんどん逃がしているわけですからね。

議 長 もの凄く難しいと思いますけれども、例えば定置で超過した分を獲れなかったところに金額的に配分できるとか、そういうのがあればいいですけれどもね。

玉置委員 県の枠として消化が少ないと次年度以降の枠が減る可能性もあるのでしょうか。

水) 山本主査 小型魚につきましてはまだ明確にそこまではないですが、逆に消化率を8割以上にするとボーナスがもらえるといった制度はあります。

また、大型魚では既に、過去の最大漁獲量の何パーセントまで追加で割り当てますというような制度がありますので、将来的には漁獲の消化が少ないと追加でもらえる分が減るなどの可能性もあると思いますが、現状、小型魚ではそこまではっきりとしたことはありません。

議 長 もう1点教えていただきたいのですが、第6管理期間の未利用分というのは、国全体の未利用分の10パーセントということでしょうか。

水) 山本主査 こちらは各都道府県においてですと、国全体ですと17パーセント繰り越すという形で国際的な取り決めがなされております。

そのうちの10パーセントはそれぞれの都道府県ごとに分けて、残りの7パーセントを先ほど申し上げたボーナスなどの財源にしております。

議 長 ありがとうございます。

他に御質問等ございますでしょうか。

玉置委員	大型魚の消化状況はどうだったのでしょうか。
水) 山本主査	<p>大型魚についてはかなり消化をしております。</p> <p>大型魚は最終的に6.9トンの配分量がありましたが、このうち6トンを獲得しておりますので、大体8割ほど獲れている状況です。</p>
玉置委員	大型魚を獲っているのは定置と一本釣りではどのような割合なのでしょうか。
水) 山本主査	以前は定置で大型魚が混獲といいますか、網に入ってくるものを獲るだけだったのですが、昨年度、一昨年度辺りから一本釣りで大型魚を獲る漁業者が現れまして、前年度の第6管理期間につきましては一本釣りによる漁獲の方が多い状況になっております。
玉置委員	分かりました。
議 長	他に御質問等ございますでしょうか。
青木(勇)委員	くろまぐろが増えてきているなどの統計は出ているのでしょうか。
水) 山本主査	<p>くろまぐろの資源状態は一時期非常に悪化していたのでこのような厳しい資源管理措置が講じられることとなったのですが、ここ数年はそういった制限のきりもあって、資源状態は上向きつつあると伺っております。</p> <p>また、ここ数年は新規の加入がやや少なくなっているという話はあるのですが、小さいくろまぐろを獲らないようにした分、成長するとそれだけ資源量が増えますので、そういった意味でも資源は回復しつつあるという見解が示されております。</p>
青木(勇)委員	<p>なんでそう言うのかというと、定置網の場合、逃がす量はもの凄く多いのですけれども、逃がした量は全然カウントできないでしょう。</p> <p>漁獲した分は集計できるけれど、定置網に入って沖で逃がした分というのは全然集計に入ってこないもので、どれだけ増えたのかというのは分からないのではないかなと思います。</p> <p>その辺をお聞きしたいのですが。</p>
青木(勝)委員	絶対分かりません。
水) 山本主査	資源量の推計などはあまり詳しくはないのですが、おっしゃるとおり、定置網に入った小型のくろまぐろなどは枠がいっぱいになると再放流しており、それについては数量を把握していないので、網に入ったというカウントをせず、そのまま海の中を泳いだままの状態ですごしているという前提で資源量の計算がされているものと思われます。
議 長	<p>他に御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申</p>

委員一同
議長

することにしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて協議事項（１）「相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議会及び神奈川・千葉連合海区漁業調整委員会協議会の出席委員及び要望事項について」を議題とします。

本件につきましては本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査
議長

【資料３に基づき説明】

まず、今説明いただきました資料３について議論したいと思いますが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

この要望書というのは新規のものですか。継続のものもあるのでしょうか。

水) 原田主査

ほとんど継続になっておりまして、新規については、３年間という有効期間のものになっております。

これにつきましては、今回関係漁協等に事前に意見聴取を行いました、前回と同じ意見、要望でしたので、今回の要望についても前回の更新時と基本的にはほとんど変わらない形とさせていただいております。

議長

分かりました。

千葉県に対する神奈川県からの要望事項の４番目に、本県はいわし許可であって他の魚種を目的として操業しないことを徹底していただきたいというのがありますが、以前要望を出したときのこれに対する向こう側の回答はどのようなものなのですか。

水) 原田主査

前回千葉県側からは、千葉県が新しい許可証の交付時に各漁業者と直接会って、厳重に守るよう申し入れてから交付するという措置を取っており、その後、実際には何もなかったのですが、何かあった際はお互い連絡を取るということで回答を得ております。

議長

分かりました。

他に御質問等ございますか。

鵜飼委員

相模湾での中型まき網の静岡県の入漁は最近実績がないと思うのですが、40トン未満の船舶は認めていただきたいというのは前から出ていた話だと思います。

今回国の指導があつて規則を変えられたという話ですが、国はどのような指導をされたのでしょうか。

神奈川県としては30トンでよいとは思いますが。

水) 原田主査 今後、トン数や馬力数などの船に対する規制というのは規則に定めず制限措置でその都度定めるようにという指導があり、規則例からもその部分の条文が全て削られております。

鵜飼委員 ということは、許可のときに30トン未満という制限条件はつけられるということですね。

水) 原田主査 制限措置を諮問する際に、30トン未満船に限るというようにすれば、それ以上の船は制限措置から外れますので、自動的に許可にはならないこととなります。

鵜飼委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 他に御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、次に出席委員について協議したいと思います。

まず相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議会の出席委員について、会長と2名ということですが、2名の委員を御検討いただきたいと思います。

前は関係の深い漁協ということで、県西部の青木勝海委員と加藤前委員に御出席をいただきましたので、今回も同様の考えでいきますと、青木勝海委員と青木勇委員となりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

両委員 了 承

議 長 それではよろしく願いいたします。

それでは私と、青木勝海委員、青木勇委員が出席するということにさせていただきます。

次に神奈川・千葉連合海区漁業調整委員会協議会の出席委員についてですが、こちらも会長と2名の委員となっておりますがいかがでしょうか。

こちらも前回関係の深い漁協ということで、小菅委員と宍倉前委員に御出席いただきましたので、今回も同様の考えですと、小菅委員と横浜市漁協の委員となりますが、まず小菅委員いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

小菅委員 了 承

議 長 それではよろしく願いいたします。

続きまして横浜市漁協の委員からは黒川委員と小山委員のいずれかということになりますが、いかがでしょうか。

黒川委員 小山委員で。

議長
小山委員
議長

小山委員という発言がございましたので、小山委員よろしいでしょうか。
了 承
それではよろしく願いいたします。
それでは私と小菅委員、小山委員が出席するということにいたします。
続きまして協議事項（２）「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」を議題とします。

宮川委員
議長

資料内容等について事務局から補足することはございますでしょうか。
太平洋広域漁業調整委員会に委員を互選していただきたいという依頼ですがいかがでしょうか。
事前送付された資料によりますと、現在当委員会からは宮川副会長が就任されておりますが、引き続き宮川副会長いかがでしょうか。

鵜飼委員
議長

了 承
それではよろしく願いいたします。
それでは宮川委員を当海区の互選委員として決定したいと思います。
よろしく願いいたします。
続きまして協議事項（３）「神奈川県遊漁・海面利用協議会委員の推薦について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。
これにつきましては、事前送付されております資料によりますと、米山前委員の後任であり、これまで学識経験委員の中の行政経験者が推薦されてきたので、同じ経歴をお持ちということで鵜飼委員いかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承
それではよろしく願いいたします。
それでは鵜飼委員を同協議会委員に推薦することにしたいと思います。
よろしく願いいたします。
続きまして協議事項（４）「大規模外洋養殖事業導入検討協議会への参画について」を議題とします。

資料内容等について、事務局、水産課から補足することはありますでしょうか。
これにつきましては、今回は私が参加させていただいておりましたが、特段問題がなければ、引き続き私が担当させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

了 承
それではそのようにさせていただきます。

続きまして報告事項（１）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について」と、

（２）「酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について」は、いずれも委員会指示が公報登載されたという報告です。一括して議題とします。

この件について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、これらの件につきましては報告事項ですので了承ということにさせていただきます。

続きましてその他（１）「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題とします。

本件につきましても本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 山本主査
議 長

【資料９－１から９－４に基づき説明】

新漁業法ができてその資源管理が新しい枠組みで行われるようになりましたが、それに対してまさば及びごまさば太平洋系群もその枠組みの中に入れるということです。

実質的にはほとんど変わらないと考えてよろしいでしょうか。

水) 山本主査
議 長

はい。

ただいまの説明に対しまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

トン数制限がかかるということですか。

水) 山本主査

資料９－２を見ていただきますと、現行水準と書いておりまして、くろまぐろのように厳密に何トンまでというような数量管理を行うことはありません。

福本委員

どのような管理をするのでしょうか。

水) 井塚技幹

現行水準というのは、数量は明示しないのですが、こちらの横の目安数量 2,527 トン、これは過去の漁獲の平均値ですけれども、大体この数値を目安に、この程度になるくらいの漁獲努力量を管理しなさいという管理です。

そのため、漁獲の数量を積み上げていって、ここまで獲ったらストップという管理ではありません。

福本委員

ずっとそのような形なのですか。

水) 井塚技幹

概ねこれくらいに収めましょうという管理ですので、今のところ、目安数量をオーバーしたからといって漁獲がストップするということはありません。

福本委員
水) 井塚技幹
可能性はあるということですか。
今後どうなっていくかという話ですが、今のところ、これに対して漁獲をストップしろという話が出ておりません。
なぜそもそも神奈川県は現行水準かといいますと、全国的に見てそれほどまさば、ごまさばがたくさん獲れていない漁獲量が小さい県ですので、そこまで厳密な数量管理はしなくてよいという扱いになっております。

福本委員
議 長
分かりました。
コンスタントにかなり量が獲れてくれば数量管理に移行する可能性はくはないということですよ。

水) 井塚技幹
今後全国的に見て漁獲量の大きな県になったら数量管理に移行しますので、そのときに初めてくろまぐろのような管理になっていくということです。

議 長
水) 井塚技幹
逆に、数量管理をしているような県はあるのでしょうか。
あります。

議 長
水) 井塚技幹
例えばどこでしょうか。
三重や長崎がそうだったと思います
かなり量が多いということですか。
何万トンという県です。

水) 井塚技幹
議 長
分かりました。
他に質問等ございますでしょうか。
特段ないようでしたらこの件は説明を了承するという事にいたします。
最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは本日の委員会はこれで終了とします。御協力ありがとうございました。

以上